

6 生活の安定を図る

(1) 生活の安定に向けた自立支援を行う

●生活保護

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした「最後のセーフティネット」である。

生活保護受給者は、平成4年度を底に増加し続けており、20年度以降急増した。25年3月現在、生活保護受給者は17,115人、保護率は2.4%である。24年度的生活保護費の支出は308億5,328万8,000円、対前年度比5.3%の増となった。

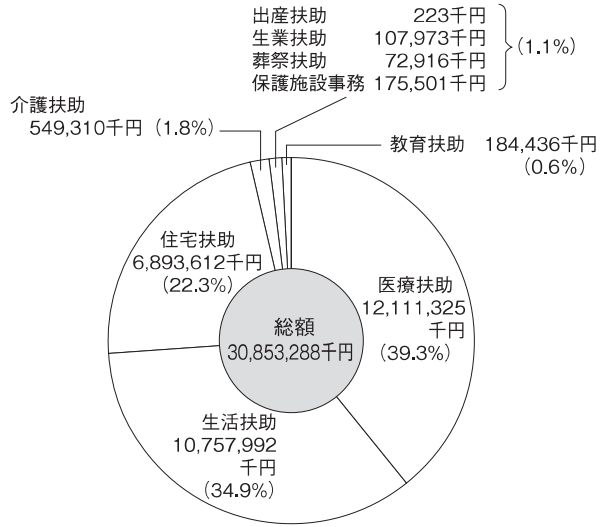
自立への取組として、区は就労自立だけでなく社会生活・日常生活の自立を支援する自立支援プログラムを策定している。25年3月31日現在、実施中のプログラムは下記のとおりである。24年度のプログラムにより支援を行った者は、2,950人であった。

国（厚生労働省）は、25年度、生活保護制度等の見直しを予定しており、区もこれらの見直しを踏まえ、自立支援と制度の適正実施の取組を進めていく。

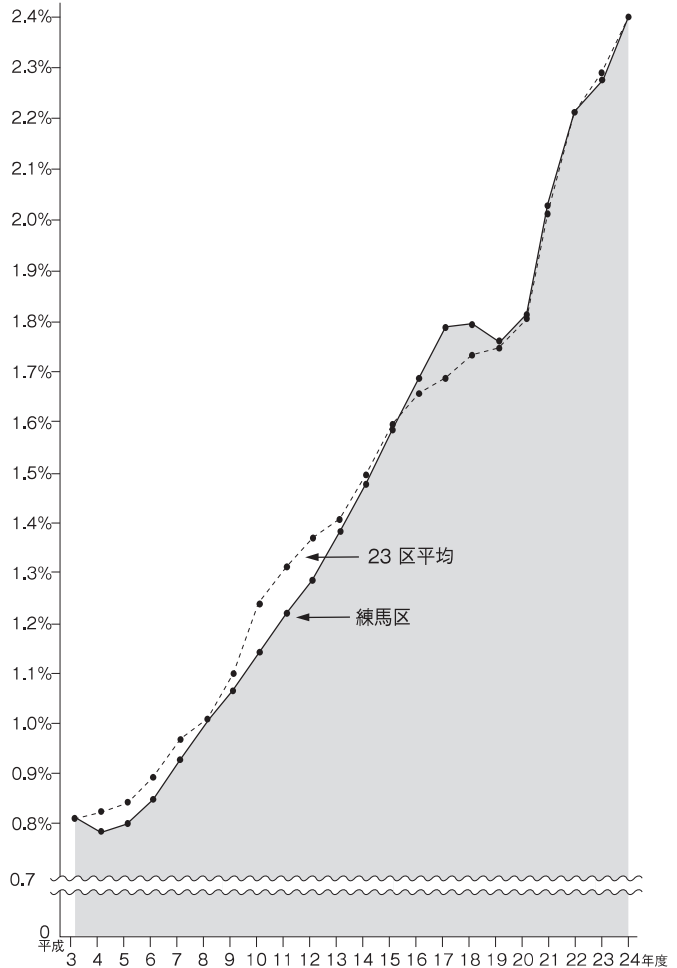
- 1 「福祉から就労」支援事業（ハローワーク支援メニュー）活用プログラム
- 2 就労支援（専門員による取組）プログラム
- 3 就労サポート事業プログラム
- 4 精神保健福祉支援 退院促進プログラム
- 5 精神保健福祉支援 居宅生活支援プログラム
- 6 高校進学支援プログラム
- 7 学力向上支援プログラム
- 8 不登校等子ども支援プログラム
- 9 多重債務解消支援プログラム
- 10 ホームレスに対する居宅生活支援プログラム
- 11 高齢者世帯日常生活支援プログラム

生活保護費支出状況

平成24年度



被保護率（人口に占める割合）の推移



資料：東京都福祉局業務統計月報

生活保護世帯および人員

各年度3月の数値

年度	実数		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		生業扶助		葬祭扶助		出産扶助	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
平成20	9,125	12,959	7,975	11,329	8,088	11,616	786	1,119	1,338	1,389	7,197	9,006	*4,461	*5,428	*338	*338	*9	*9
21	10,214	14,404	9,067	12,857	9,093	12,955	850	1,190	1,520	1,579	8,058	10,040	*4,869	*5,405	*291	*291	*9	*9
22	11,154	15,616	9,961	11,056	10,033	14,184	893	1,231	1,634	1,693	8,698	10,898	*5,605	*6,351	*402	*402	*9	*9
23	11,870	16,515	10,562	14,736	10,659	14,967	922	1,263	1,802	1,871	9,269	11,527	*6,034	*6,634	*372	*372	*8	*8
24	12,427	17,115	11,081	15,225	11,236	15,501	901	1,225	2,039	2,119	9,667	11,941	*6,507	*6,783	*398	*398	*5	*5

注：*は、年間累計数値

●法外援護

区では、生活保護世帯の自立を支援するため、生活保護法では給付の対象とならない各種費用の支給を行っている。(平成24年度実績 115,585,077円)

支給内容

入浴証、児童・生徒への夏期健全育成費および学童服・運動着購入費、修学旅行支度金、家財保管料および処分料、自立促進費5種(就労支援、社会参加活動支援、地域生活移行支援、健康増進支援、次世代育成支援)

●戦争犠牲者の援助

1 戦没者等の遺族の援助

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の請求受付を行っている。平成24年度の特別弔慰金・特別給付金の請求受付は5件である。

2 原爆被爆者見舞金

8月1日現在区に住所があり、被爆者健康手帳の交付を受けている方に、見舞金を支給している。24年度は、1人当たり12,500円を410人に支給した。

●中国残留邦人等への支援給付

中国残留邦人および樺太残留邦人に対し、世帯の収入が一定の基準に満たない場合に給付する。平成20年4月1日から実施している。25年3月現在、受給世帯数は64世帯、受給人員は99人であった。

●中国残留邦人等への地域生活支援

中国残留邦人および樺太残留邦人とその同伴家族に対し、通訳派遣、地域との交流事業などを、平成20年7月1日から実施している。

●各種資金貸付制度などの運営

1 応急小口資金の貸付け

災害や疾病等により応急に資金が必要となり、その調達が困難な方に資金を無利子で貸し付けている。

年 度	応 急 小 口 資 金	
	件	千円
平成20	386	54,912
21	571	79,350
22	484	65,362
23	375	53,890
24	362	52,282

貸付限度額は、一般貸付が20万円、特別貸付が60万円。償還方法は、貸付額が20万円までは20か月以内、40万円までは40か月以内、60万円までは60か月以内の均等償還となっている。

2 高等学校進学準備資金の貸付け

高等学校進学者のいる生活保護世帯の自立更生を促すために、資金を無利子で貸し付けている。貸付限度額は、進学者1人につき7万円で20か月以内の均等償還となっている。

年 度	高 等 学 校 進 学 準 備 資 金	
	件	千円
平成20	37	2,203
21	33	2,080
22	24	1,491
23	25	1,521
24	9	392

3 入院資金の貸付け

65歳以上の方、身体障害者手帳、愛の手帳を持っている方が入院し、入院費用(差額ベッド代、医療費等)の支払いが困難な場合に、120万円を限度に無利子で資金を貸し付けている。平成24年度は99件、1,150万円の貸付けを行った。

●生活の安定と自立のために

1 母子福祉資金の貸付け

20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母を対象に、事業開始、技能習得、修学など12種類の福祉資金の貸付けを行っている。平成24年度は770件、4億5,430万6,100円の貸付けを行った。

2 女性福祉資金の貸付け

寡婦、未婚の女性などを対象に、11種類の福祉資金の貸付けを行っている。24年度は41件、3,153万円の貸付けを行った。

3 入院助産

経済的な理由で、入院して出産することが困難な妊産婦が安心して出産できるように、指定病院への入院費用の全部または一部を援助している。24年度は39件の利用があった。